

令和7年度モデル地区における高精細3D都市データ作成業務の委託に関する公募型プロポーザル 質疑回答書

質疑		回答
1	【仕様書「7 業務内容」:各作成モデルの詳細度についての確認】 仕様書への記載の“相当”についてお尋ねします。 仕様書では「3D都市モデルの標準製品仕様書に準拠する事は必須ではない」との記載がある一方で、各地物の詳細度要求の記載は基準となるレベルの記載がされておられます、それぞれの地物に詳細度の記載以上を作成する事を要求されておられますでしょうか。	「7 業務内容」に示す詳細度とは、主にテクスチャの精細さを指しております。
2	【仕様書「7 業務内容」:3D都市モデルのデータ仕様について】 仕様書7(1)に「本業務は、国土交通省の3D都市モデル標準製品仕様書に準拠することは必須ではない。」とあります。その場合PLATEAU CMSへのデータ登録や、PLATEAU VIEWでのデータ公開、既存の3D都市モデルとの重畳表示などは必須ではございません。	PLATEAU CMSへのデータ登録や、PLATEAU VIEWでのデータ公開、既存の3D都市モデルとの重畳表示などは必須ではございません。
3	【仕様書「7 業務内容」:3D都市モデルのデータ仕様について】 仕様書7(1)に「本業務は、国土交通省の3D都市モデル標準製品仕様書に準拠することは必須ではない。」とありますが、その場合、「3D都市モデル整備のための測量マニュアル」にもとづく必要もなく、MMS等の地上レーザ測量時の精度管理および公共測量申請の実施も必要ないとの認識でよろしいでしょうか？	「3D都市モデル整備のための測量マニュアル」に基づく精度管理や公共測量申請の実施は必須ではございません。
4	【仕様書 7 業務内容 (1)3D 都市モデル作成、10 業務の成果について】 本業務でCityGML 形式での納品は不要でしょうか。「本業務は、国土交通省の3D都市モデル標準製品仕様書に準拠することは必須ではない。」と記載あり、10 業務の成果にも記載ないため確認をお願いします。	CityGML形式での納品は必須ではございません。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 8 配置予定技術者、 提案募集要項 3 応募手続等 (イ)本業務の実施体制 について 提案募集要項 3 応募手續等 (イ)本業務の実施体制には「管理技術者」の保有資格、実績並びに手持ち業務の状況について記載 とあるが、仕様書 8 配置予定技術者には管理技術者に関する要件がありません。 仕様書 8 配置予定技術者に記載されている要件は主任技術者ではなく、管理技術者の認識でよろしいでしょうか。 <p>また仕様書 5 提出書類 (1)イ の提出書類は、「管理技術者通知書、照査技術者通知書、担当技術者通知書」の提出で問題ないでしょうか。</p>	募集要項及び仕様書の「管理技術者」とあるところを「主任技術者」に修正させていただきます。